

倫理・コンプライアンス・リスク管理に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人山梨県社会福祉協議会（以下「本会」という）の組織運営、諸事業の推進に関わる全ての関係者が、本会の社会的使命と役割を理解し、本会の目的、事業執行の公正さに対する社会からの疑惑や不信を招くような行為及び違法、不正又は不当な行為（以下「違法行為」という）の早期発見、是正を行い、もって本会の社会的信頼の維持及び業務運営の公正性を確保することを目的に定める。

(定義)

第2条 この規程において「職員」とは、本会に就業する者をいう（以下「職員」という）。
2 この規程において「役職員等」とは、本会の理事、監事、職員及び評議員をいう（以下「役職員等」という）。

(適用範囲)

第3条 この規程は、本会の役職員等すべてに適用されるものとする。

第2章 倫理

(基本的人権の尊重)

第4条 本会は、すべての人の基本的人権を尊重するとともに、差別や個人の尊厳を傷つける行為をしてはならない。

(法令順守)

第5条 本会は、法令、本会定款及び本会が定める規程等を遵守し、社会的規範にそむくことなく、誠実に職務を遂行し、適正に事業を運営しなければならない。
2 本会は、反社会的勢力との取引を一切行ってはならない。

(私的利益追求の禁止)

第6条 役職員等は、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求のために利用することがあってはならない。

(利益相反等の防止)

- 第7条 本会は、利益相反を防止するとともに、本会定款に定める役職員資格の確認に努め、必要な情報の開示を行わなければならない。
- 2 本会は、利益相反防止のため、役職員等に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせるとともに、その内容を確認し、必要な是正措置を講じなければならない。
- 3 助成事業等の実施にあたっては、役職員等ほか、その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないよう留意しなければならない。
- 4 助成事業等の実施にあたっては、審査委員会等を設け、助成金を拠出する活動団体との間の利益相反等を防止しなければならない。ただし、行政機関等の助成事業等で助成金を拠出する活動団体との間に明らかな利益相反等が認められない場合は、この限りでない。
- 5 役職員等は、助成金を拠出する活動団体から金銭、物品又はこれらに類する贈与、便宜等を受けてはならない。

(特別の利益を与える行為の禁止)

- 第8条 役職員等は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別な利益を与える行為を行ってはならない。

(情報開示及び説明責任)

- 第9条 本会は、その事業活動に関する透明性を確保するため、活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報保護)

- 第10条 本会は、業務上知りえた個人的な情報の保護に万全を期さなければならない。

第3章 コンプライアンス

(役職員等の責務)

- 第11条 役職員等は、コンプライアンスの重要性を深く認識し、法令等を誠実に遵守して、常に公平かつ公正な業務遂行に努めなければならない。
- 2 役職員等は、社会的規範・社会的良識に則して行動しなければならない。
- 3 役職員等は、自らの職務に関する法令等について正しい知識を習得するよう努めなければならない。

(禁止事項)

第 12 条 役職員等は、次に掲げることをしてはならない。

- (1) 自ら法令等に違反する行為をすること。
- (2) 他の役職員等に対し、法令等に違反することをさせること。
- (3) 他の役職員等に対し、法令等に違反することを教唆すること。
- (4) 他の役職員等の法令違反行為を黙認すること。
- (5) 虚偽の通報や他人を誹謗中傷する通報を行うこと。

(罰則)

第 13 条 本会は、次に掲げる行為を行った職員に対し、就業規則に基づいて制裁処分することができる。

- (1) 本会諸規程等の定めに故意、又は重大な過失により違反した場合
- (2) 法令違反行為に関与したことが明らかとなった場合

(免責の制限)

第 14 条 役職員等は次に掲げることを理由として、自ら行ったコンプライアンス違反行為の責任を免れることはできない。

- (1) 法令等について正しい知識がなかったこと。
- (2) 法令等に違反しようとする意思がなかったこと。
- (3) 本会の利益を図る目的で行ったこと。

(コンプライアンス体制)

第 15 条 本会は、次に掲げるコンプライアンスに関する担当者及び組織を置く。

- (1) コンプライアンス担当理事
 - (2) コンプライアンス委員会
 - (3) コンプライアンス担当職員
- 2 コンプライアンス担当理事は、本会常務理事とする。
 - 3 コンプライアンス委員会は、コンプライアンス担当理事、本会事務局長及び外部有識者を委員として構成する。
 - 4 コンプライアンス担当職員は総務企画課長とする。

(コンプライアンスに関する担当者・組織の役割等)

第 16 条 コンプライアンスに関する担当者及び組織は次に掲げる役割を担う。

- (1) コンプライアンス担当理事は、コンプライアンス全般に関わる事項を所管し、重大なコンプライアンス違反が生じた場合、理事会に報告する。
- (2) コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに違反する事例が発生した場合、原因究明及び再発防止策を策定、違反に関わった者の厳格な処分並びにこれらの内容の公表を行う。
- (3) コンプライアンス担当職員は、コンプライアンス担当理事の指示により、職員の倫理・コンプライアンス意識の醸成及び定着を推進するため、不正防止等に関わる研修及び啓発活動を実施し、周知の徹底を図る。

第 4 章 リスク管理

(リスクの定義)

第 17 条 この規程において「リスク」とは、本会に物理的、経済的若しくは信用上の損失又は不利益を生じさせるすべての可能性をいい「具体的なリスク」とは、不祥事の発生、本会に関する誤った情報の流布、財政の悪化、法人内部の係争、外部からの侵害、自然災害の発生その他の要因又は原因の如何を問わず、上記の損失又は不利益の発生の具体的可能性を伴うすべての事象をいう。

(基本的責務)

第 18 条 役職員等は業務の遂行にあたって、法令、定款、規程等、本会の定めるリスク管理に関するルールを遵守しなければならない。

(具体的リスクの回避等の措置)

第 19 条 役職員等は、その職務を遂行するに際し、具体的リスクの発生を積極的に予見し、その内容及び程度を適切に評価するとともに、本会にとって最小のコストで最良の結果が得られるよう、その回避、軽減及び移転その他必要な措置（以下「回避等措置」という）を事前に講じなければならない。

- 2 役職員等は、上位者を含む他の役職員に対し、業務に関する指示を仰ぐ場合又は意見を求める場合には、当該業務において予見される具体的リスクを自発的に明らかにするとともに、当該具体的リスクに係る回避等措置について具申しなければならない。

(具体的リスク発生時の対応)

第 20 条 役職員等は、具体的リスクの発生を認知した場合には、これに伴い生じる本会の物理的、経済的又は、信用上の損失や不利益を最小にするため、必要と認められる範囲内で、十分な注意をもって初期対応を行う。この場合において、役職員等は、当該具体的リスクに起因する別の具体的リスクの有無を検討した上、必要に応じ、その回避等措置も併せて講じる。

2 職員は、具体的リスクの発生を認知した後、速やかに事務局長に必要な報告をするとともに、その後の処理について関係部署と協議を行い、事務局長の指示に従う。

(具体的なリスク処理後の報告)

第 21 条 役職員等は、具体的リスクの処理が完了した場合には、処理の経過及び結果について記録を作成し、会長に報告しなければならない。

(緊急事態への対応)

第 22 条 本会は次条の規程に定める緊急事態が発生した場合、常務理事をリスク管理統括責任者として、緊急事態に対応する体制をとる。

(緊急事態の範囲)

第 23 条 この規程において緊急事態とは、次の各号に掲げる事象によって、本会又は役職員等に急迫の事態が生じ、又は生じるおそれがあり、本会を挙げた対応が必要である場合をいう。

(1) 自然災害

①地震、風水害等の災害

(2) 事故

①爆発、火災、建物倒壊等の重大な事故

②本会の活動に起因する重大な事故

③役職員に係る重大な人身事故

(3) インフルエンザ等の感染症

(4) 犯罪

①建物の爆破、放火、誘拐、恐喝その他の外部からの不法な攻撃

②本会の法令違反等の摘発等を目的とした官公庁による立入調査

③内部者による背任、横領等の不祥事

(5) 機密情報の漏えいや情報システムへの不正なアクセス

(6) その他、上記に準ずる法人運営上の緊急事態

(緊急事態の通報)

第 24 条 緊急事態の発生を認知した役職員等（以下「情報認知者」という）は、速やかに定められたところにより通報を行う。

2 緊急事態が発生した場合の通報（以下「緊急事態通報」という）は、原則として以下次の経路によって行うものとする。

(1) 情報認知者は、緊急事態通報する場合は、原則、各課所長または総務企画担当へ行う。

(2) 前号で通報を受けた各課所長または総務企画担当は速やかに事務局長に報告するとともに、必要あれば関係部署に対して情報共有する。

(3) 前号で通報を受けた事務局長は、その内容を精査し速やかに常務理事に報告するとともに、必要あれば会長ならびに関係所管官公庁へも報告し、その対応方法について助言を受ける。

3 緊急事態通報にあたっては、迅速性を最優先し、口頭又は電話で行う。又、前項の経路における直接の通報先が不在の場合は、当該通報先の次の通報先へ通報するものとする。又、緊急性が極めて高い場合には、前項の経路における直接の通報先のみならず、その先の通報先まで同時に通報する等、臨機の措置をとることを要する。

4 通報に関する情報の正確性に確証がない場合であっても、その旨を伝えた上で、適時に通報するものとし、その確証を得ることを待たないものとする。

(情報管理)

第 25 条 緊急事態通報を受けた事務局長は、情報管理上必要な措置等につき適切な指示を行う。

(緊急事態の発生時における対応の基本方針)

第 26 条 緊急事態の発生時においては、当該緊急事態の対応を行う部署は、次の各号に掲げる基本方針に従い、対応するものとする。ただし、次条の規程により緊急事態対策室（以下「対策室」という）が設置される場合、当該部署は対策室の指示に従い、対策室と協力した対応するものとする。なお、必要に応じて、所管官公庁へ連絡を行うものとする。

(1) 地震、風水害等の自然災害

① 生命及び身体の安全を最優先とする。

② 災害対策の強化を図る。

(2) 事故

① 爆発、火災、建物倒壊等の重大な事故

ア 生命及び身体の安全を最優先とし、環境破壊の防止にも努める。

イ 事故の再発防止を図る。

- ②この法人の活動に起因する重大な事故
 - ア 生命及び身体の安全を最優先とする。
 - イ 事故の再発防止を図る。
- ③役職員等に係る重大な人身事故
 - ア 生命及び身体の安全を最優先とする。
 - イ 事故の再発防止を図る。
- (3) インフルエンザ等の感染症
 - ア 生命及び身体の安全を最優先とし、伝染防止にも努める。
 - イ 集団感染の予防を図る。
- (4) 犯罪
 - ①建物の爆破、放火、誘拐、恐喝、脅迫その他の外部からの不法な攻撃
 - ア 生命及び身体の安全を最優先とする。
 - イ 不当な要求に安易に屈せず、警察と協力して対処する。
 - ウ 再発防止を図る。
 - ②本会の法令違反等の摘発等を目的とした官公庁による立入調査
 - ア 本会の損失の最小化を図る観点から適切な対応を検討する。
 - イ 再発防止を図る。
 - ③内部者による背任、横領等の犯罪及び不祥事
 - ア 本会の損失の最小化を図る観点から適切な対応を検討する。
 - イ 再発防止を図る。
- (5) 機密情報の漏えいや情報システムへの不正なアクセス
 - ア 被害状況（機密情報漏えいの有無、法人外への被害拡大や影響の有無）の把握
 - イ 被害の最小化を図る観点から適切な対応を検討する。
 - ウ 再発防止を図る。
- (6) その他、本会の損失の最小化を図る観点から適切な対応をする。

(対策室)

第 27 条 緊急事態並びに本会の経営に重大な影響を及ぼす恐れのある重要リスクが発生した場合、又はその発生が予想される場合、法人運営会議等で審議し、必要に応じて理事会に報告し、対策等の必要な事項を決定する。

附 則

- 1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。